

令和7年8月21日
健康福祉局

本市の就学前療育支援体制のあり方検討について

1 概要

就学前の障害児を取り巻く様々な環境の変化や課題等を踏まえ、仙台市発達相談支援センター（以下「アーチル」という。）、児童発達支援センター（以下「センター」という。）、児童発達支援事業所（以下「事業所」という。）の三者による本市の就学前療育支援体制のあり方について検討を行うもの。

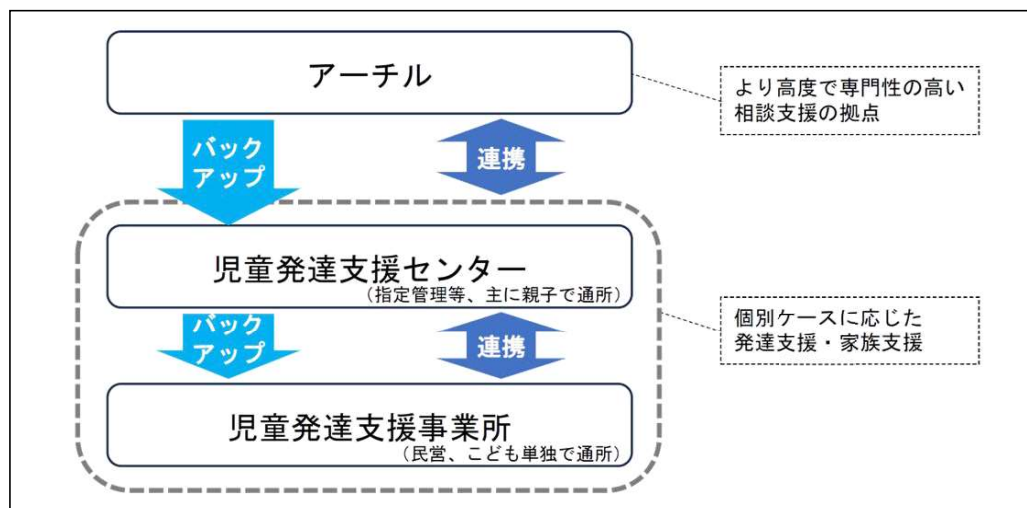
2 就学前療育支援体制の現状と課題

本市療育支援については、これまでアーチルとセンター、事業所が役割分担をしながら早期発見・早期療育を担っているなか、近年は次のような環境の変化と課題が発生している。

- (1) 児童発達支援の利用希望者の増加
→アーチルにおける相談待機期間の短縮に向けた要請
- (2) 事業所の数及び利用児童数の増加、保育所における重度障害児の受入れ拡大、センター利用児童数の減少
→センター及び事業所の役割の重複
- (3) センターに地域の中核として以下の4機能を位置付ける内容の児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）
 - ・地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ・幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ・地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーヴァイズ・コンサルテーション機能
 - ・地域の発達支援に関する入口としての相談機能→センターの役割の拡充に向けた機能面・体制面の検討の必要性

上記を踏まえ、アーチル、センター、事業所の三者による本市就学前療育支援体制のあり方を見直す必要がある。

〔図〕本市就学前療育支援体制にかかわる各施設の関係



3 検討の進め方とスケジュール

令和7年度	○ワーキング
	・現状の把握と評価
	・中核機能（機能面、体制面）の検討
令和8年度	・アーチルとセンターとの役割の整理 など
	○外部有識者検討会議
令和9年度	・ワーキングでの議論も踏まえた就学前療育支援体制のあり方の検討
令和10年度～	○検討結果を踏まえた本市就学前療育支援体制の見直し

4 センターの指定管理者の選定

各センターの指定管理は、上記スケジュールを踏まえ、令和11年度より検討結果を踏まえた役割にて行うこととする。

このため、現在、センターの指定管理期間は、4施設が令和7年度まで、6施設が令和8年度までとなっているが、それぞれの次期指定管理期間は、いずれも令和10年度までとし、選定は非公募の方向とする。